

○平内町工場設置奨励条例

平成30年 3 月14日 条例第 1 号

平内町工場設置奨励条例

平内町工場設置奨励条例（昭和63年平内町条例第18号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、平内町（以下「町」という。）の区域内に工場等を新設し、又は増設する企業に対して必要な奨励措置を講じ、もって町の産業の振興と雇用の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 工場等 次に掲げる事業の用に供する工場、事務所その他の事業所をいう。

ア 統計法（平成19年法律第53号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「産業分類」という。）に定める鉱業、採石業、砂利採取業

イ 産業分類に定める建設業

ウ 産業分類に定める製造業

エ 産業分類に定める電気・ガス・熱供給・水道業のうち規則で定めるもの

オ 産業分類に定める情報通信業

カ 産業分類に定める運輸業、郵便業のうち規則で定めるもの

キ 産業分類に定める卸売業、小売業のうち規則で定めるもの

ク 産業分類に定める不動産業、物品賃貸業のうち規則で定めるもの

ケ 産業分類に定める学術研究、専門・技術サービス業

コ 産業分類に定める宿泊業、飲食サービス業

サ 産業分類に定める医療、福祉のうち規則で定めるもの

シ 産業分類に定めるサービス業（他に分類されないもの）のうち規則で定めるもの

（2） 新設 町に工場等を有しない企業が新たに工場等を設置することをいう。

（3） 増設 町に既に工場等を有する企業が生産拡大のため工場等を新たに設置又は既設の工場等を拡張することをいう。

（4） 投下固定資産総額 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する固定資産を取得するために要した費用の総額をいう。ただし、他から無償で提供を受けたものの価格は算入しない。

(5) 従業員 工場等において3月以上雇用される者で、労働の対価として企業から直接賃金の支払を受けるものをいう。

(6) 誘致企業 町又は青森県の誘致により工場等を新設する企業をいう。

(7) 町民 町に3月以上住所を有する者若しくは有したものをいう。

(奨励措置の対象)

第3条 奨励措置の対象となる工場等（以下「指定工場等」という。）は、誘致企業であって公害の発生するおそれがなく、かつ、次の各号の要件を満たすもので、町長が指定したものとする。

(1) 町の産業振興上必要と認めたもの

(2) 常時雇用する従業員数が10人以上であること。

(3) 投下固定資産総額が5,000万円以上であること。

2 町長は前項の規定にかかわらず、町に既に工場等を有する企業が、地域産業の高度化、又は雇用の促進など生産拡大のため工場等の規模拡充を図り、地域の活性化に資すると特別に認めたものについて、次の各号の要件全てを満たすものは、指定工場等として指定することができ、当該指定工場等は、奨励措置を受けることができる。

(1) 増設に伴い常時雇用する従業員数が10人以上であること。

(2) 増設に係る投下固定資産総額が3,000万円以上であること。

(奨励工場等の指定)

第4条 前条に規定するものが指定工場等の指定を受けようとするときは、別に定めるところにより町長に指定の申請をしなければならない。

2 町長は、前項の申請があった場合において、これを審査し、適当と認めたときは、指定工場等としての指定を行うものとする。

3 前項の指定を行う場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(奨励措置)

第5条 町長は、前条第2項の規定により指定工場等の指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）に対し、次に掲げる奨励措置を講ずることができる。

(1) 工場等立地奨励金の交付

(2) 固定資産税の課税免除

(3) 雇用促進奨励金の交付

(工場等立地奨励金)

第6条 工場等立地奨励金（以下「立地奨励金」という。）は、誘致企業に対し、指定を受けた日の属する年度、又はその翌年度において交付し、交付する金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切捨てるものとする。

2 前項の立地奨励金は、指定工場等の事業の用に供するための土地、家屋、償却資産の取得額及び事業の用に供するための土地の造成事業に要した経費の合計額に対して、その100分の3の額を交付することができ、その総額は、1指定工場等について1,000万円を限度とする。

（固定資産税課税免除）

第7条 地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定により、指定事業者が所有する次の各号に掲げる固定資産に対して課する固定資産税は免除することができる。ただし、当該固定資産に係る固定資産税で、既に免除を受けたものは除くものとする。

（1） 事業の用に供する土地

（2） 事業の用に供する家屋

（3） 事業の用に供する償却資産

2 前項各号に掲げる固定資産は、次の各号に掲げる固定資産とし課税免除期間は、賦課期日の属する年度から起算して3年度とする。

（1） 指定工場等として指定された日において指定事業者が所有する固定資産のうち、工場等の新設及び増設に係るもの

（2） 指定工場等として指定された日の翌日から固定資産税が最初に賦課されるべき賦課期日以前に取得されたもの

（雇用促進奨励金）

第8条 雇用促進奨励金（以下「雇用奨励金」という。）は、次に掲げるとおりとする。

（1） 雇用奨励金は、指定工場等として指定された日において、工場等の新設にあたっては、新規に常時雇用する町民である従業員、工場等の増設にあたっては、事業の拡充に伴って新規に常時雇用する町民である従業員が10人を超える人数に対して交付することができる。

（2） 雇用奨励金の交付は、1人当たり10万円を交付開始年度から3年度まで交付し、その総額は1指定工場等について500万円を限度とする。

（3） 雇用奨励金の交付時期は、指定を受けた日の属する年度における町税を納期内に完納している場合において、その翌年度から交付することとし、その算定については、交付年度4月1日現在における町民である従業員の人数とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定事業者が町外から従業員を雇入れ、当該従業員が町へ転居したときに、指定事業者が転居費用を補助したときは、指定事業者に対し1人当たり10万円を交付することができ、その総額は1指定工場等について100万円を限度とする。ただし、1人当たりに補助した額が10万円に満たないときは、実際に補助した額とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切捨てるものとする。

(指定の承継)

第9条 町長は、相続、譲渡その他の事由により指定事業者に変更が生じたときは、その事業を承継する者（以下「承継者」という。）に対して、奨励措置を引続き行うことができる。

2 承継者は、当該承継者としての事実を証する書類を付して、その旨町長に届出しなければならない。

(指定の取消等)

第10条 町長は、指定工場等が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取消し、第5条に規定する奨励金の交付を停止、又は取消しすることができる。この場合において、固定資産税課税免除を受けたものについては、この免除を取消し、既に交付した奨励金については、その全部又は一部を返還させることができる。

(1) 指定の要件を欠くことになったとき、及び第4条第3項により付された条件に違反したとき。

(2) 当該工場等の操業を休止し、若しくは廃止し、又はこれらと同様の状態に至ったとき。

(3) 虚偽の申請又は不正な行為があったとき。

(4) 公害が発生した場合に、その排除措置を講じなかったとき。

(5) 工場等をその事業以外の用に供したとき。

(6) この条例及び規則に違反したとき。

(報告及び調査)

第11条 町長は、指定事業者に対し、事業の状況、雇用状況等について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の平内町工場設置奨励条例の規定に基づいてなされた奨励措置についての適用期間は平成33年度までとする。
- 3 改正前の平内町工場設置奨励条例の規定により指定を受けた工場については、なお従前の例による。